「チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西」から広島県・広島市への要請文

「黒い雨」被爆者裁判・広島高裁判決の上告をしないでください！

判決支持を貫いて、政府の上告要請には従わないでください！

2021 年 7 月２５日

広島県知事　湯崎英彦 様
広島市長　　松井一美 様

私たちは、チェルノブイリ原発事故被害者への支援と交流に３０年にわたって取り組み、2011 年の東電福島第一原発重大事故後はフクシマ事故被害者とも連帯して、核被害者の健康と生活を守り、人権と補償を確立することを目指して活動してきました。「もうこれ以上、放射能汚染と核被害を拡大させないでほしい」というのは、世界の核被害者の共通の思いです

広島・長崎の原爆被爆者の方がたの「人間として死ぬことも、人間として生きることも許されなかった」悲惨な体験・苦しみ、そして、被爆者援護と核廃絶を粘り強く訴えてこられた被爆者の運動に学んだことが、私たちの活動の原点にあります。

7 月 14 日、広島高裁は県・市、国による「黒い雨」被爆者裁判の地裁判決に対する控訴を棄却し、原告ら 84 名全員に被爆者健康手帳の交付などを言い渡しました。「黒い雨に遭った」人を「原爆の放射能により健康障害が生ずることが否定できない事情に置かれていた者」として 3 号被爆者と認めました。「健康診断特例区域で 11 疾患にり患していれば手帳交付を受けられる」という 402 号通達を根拠とせずとも手帳交付されるとの判断を示しました。さらに黒い雨降雨域を大幅に拡大した地裁判決を支持しました。私たちは被爆者の長年にわたる訴えに応える、この画期的な判決を全面的に支持します。

広島県・市におかれましても、長年にわたって、国に対し援護区域の拡大を求めてこられました。その努力に敬意を表します。そして、今回の判決に関しても、県・市はいち早く政府に上告しないように求めておられることを心強く思います。

２３日に、政府から最高裁に上告するようにと県・市に要請があり、県と市は「原告たち黒い雨体験者の早期救済」「上告せずに訴訟を終結させたい」と伝えたと報じられています。政府からの要請に屈せず、このまま上告しないという姿勢を貫かれるように強く要請いたします。心から応援いたします。

「チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西」
連絡先 mail： <cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp>
事務局住所：〒591-8021 大阪府堺市新金岡町 1-3-15-102 猪又方
ホームページ：　http://wakasa-net.sakura.ne.jp/che/